

(参考)

平成28年8月17日
福島県生活拠点課

民間賃貸住宅等家賃への支援に係る収入要件計算事例について

平成28年8月17日付けで更新した「収入要件の考え方（算定方法）について」に基づき、収入要件の計算事例を参考として掲載いたします。

○収入要件について

以下の基準額を満たす世帯を対象とします。

$$\text{基準額} = \frac{\text{世帯全員の年間所得の合計} - (38\text{万円} \times \text{同居者数})}{12\text{ヶ月}} \leq 214,000\text{円}$$

(事例1)

世帯避難 : 世帯主(会社員)、配偶者(無職)、子2人の4人世帯の場合

						(単位:円)	
世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	同居者控除	
世帯主	33	会社員	給与	5,311,000	3,706,400	0	
配偶者	30	なし	なし	0	0	380,000	
子	9	小学生	なし	0	0	380,000	
子	7	小学生	なし	0	0	380,000	
				(A)	3,706,400	(B)	1,140,000

$$\left[\begin{array}{cc} \text{(A) 所得} & \text{(B) 控除} \\ 3,706,400\text{円} & - 1,140,000\text{円} \end{array} \right] \div 12\text{ヶ月} = \underline{213,866\text{円}} \leq \underline{214,000\text{円}} \quad \text{基準額}$$

この場合は、当事業の収入要件を満たしています。

(事例2)

世帯避難 : 世帯主(会社員)、配偶者(パート)、子2人(会社員、高校生)の4人世帯の場合

(単位:円)

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	同居者控除
世帯主	50	会社員	給与	3,800,000	2,500,000	0
配偶者	48	パート	給与	900,000	250,000	380,000
子	23	会社員	給与	2,500,000	1,570,000	380,000
子	17	高校生	なし	0	0	380,000
(A) 4,320,000						(B) 1,140,000

$$\left[\begin{array}{l} \text{(A) 所得} \\ 4,320,000\text{円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(B) 控除} \\ 1,140,000\text{円} \end{array} \right] \div 12\text{ヶ月} = \underline{265,000\text{円}} > \underline{214,000\text{円}} \quad \text{基準額}$$

この場合は、当事業の収入要件を満たしていません。

(事例3)

世帯避難 : 世帯主(会社員)、配偶者(パート)、子2人、祖母の5人世帯の場合

(単位:円)

世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	同居者控除
世帯主	44	会社員	給与	5,340,000	3,732,000	0
配偶者	42	パート	給与	1,000,000	350,000	380,000
子	17	高校生	なし	0	0	380,000
子	14	中学生	なし	0	0	380,000
祖母	72	なし	国民年金	700,000	0	380,000
(A) 4,082,000						(B) 1,520,000

$$\left[\begin{array}{l} \text{(A) 所得} \\ 4,082,000\text{円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(B) 控除} \\ 1,520,000\text{円} \end{array} \right] \div 12\text{ヶ月} = \underline{213,500\text{円}} \leq \underline{214,000\text{円}} \quad \text{基準額}$$

この場合は、当事業の収入要件を満たしています。

【年金収入の所得計算】

祖母(72歳)の所得は、「収入要件の考え方(算定方法)について」の3頁の表で「年齢65歳以上、1,200,000円未満」に該当するので、計算式にあてはめると、0円になります。

(事例4)

世帯避難 : 世帯主(無職。年金収入)の1人世帯の場合
※福島県外への避難のみ

						(単位:円)	
世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	同居者控除	
世帯主	68	なし	厚生年金	1,572,000	372,000	0	
(A)						372,000	(B) 0

$$\left[\begin{array}{l} \text{(A) 所得} \\ 372,000\text{円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(B) 控除} \\ 0\text{円} \end{array} \right] \div 12\text{ヶ月} = \underline{31,000\text{円}} \leq \underline{214,000\text{円}} \quad \text{基準額}$$

この場合は、当事業の収入要件を満たしています。

【年金収入の所得計算】

世帯主(68歳)は、「収入要件の考え方(算定方法)について」の3頁の表で「年齢65歳以上、1,200,000円以上3,300,000円未満」に該当するので、計算式にあてはめると、所得は1,572,000円 - 1,200,000円 = 372,000円となります。

(注意)

福島県内への避難者については、民間賃貸住宅等家賃への補助対象が妊婦・子ども(※)世帯となりますので、事例4の場合は補助の対象外となります。

※子ども世帯とは、18歳以下の子どもがいる世帯のことです。

(事例5)

世帯分離避難 : 二重生活をしている世帯
避難元に居住・・・世帯主(会社員)
避難先に居住・・・配偶者(パート)、子2人(中学生、小学生)

						(単位:円)	
世帯員	年齢	職業	収入	年収	所得	同居者控除	
世帯主	41	会社員	給与	8,330,000	6,297,000	0	
※世帯主は福島県内の自宅に震災後も居住し、以下の3人が避難しているという事例。							
配偶者	42	パート	給与	1,000,000	350,000	0	
子	14	中学生	なし	0	0	380,000	
子	11	小学生	なし	0	0	380,000	
(A)						6,647,000	(B) 760,000

$$\left[\begin{array}{l} \text{(A) 所得} \\ (6,647,000\text{円} \times 1/2) \end{array} - \begin{array}{l} \text{(B) 控除} \\ 760,000\text{円} \end{array} \right] \div 12\text{ヶ月} = \underline{213,625\text{円}} \leq \underline{214,000\text{円}} \quad \text{基準額}$$

この場合は、当事業の収入要件を満たしています。

(事例5の収入要件算定)

- 福島県内の自宅に夫又は妻が居住する一方、妻子又は夫子が避難している上記事例5のような場合は、避難している世帯全員分とその配偶者等(同一生計者)の所得の合計額に1/2を乗じた金額から控除額を差し引いた金額(世帯全員の所得)をもとに、収入要件を満たしているかどうか判定します。

なお、同居者控除の対象は、避難先の民間賃貸住宅等で避難を継続する配偶者からみて、同居している子ども2人分(380,000円/人×2人)となります。